

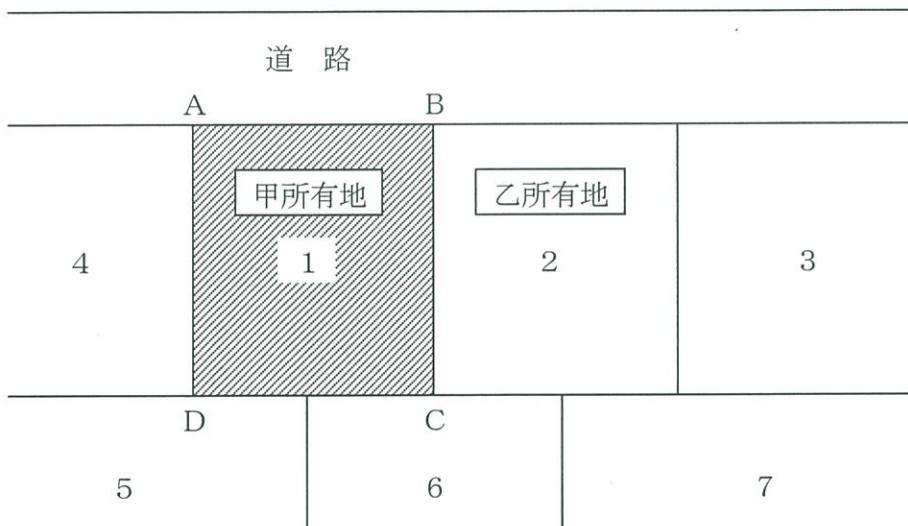
## 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用事例

例1 下図1番の土地（A. B. C. Dを結んだ土地）所有者甲から、境界の確認測量（境界標の埋設を含む。）及びその結果によっては地積更正登記の依頼を受けた。

法務局で土地登記記録の調査を行い、隣接地（2番. 4番. 5番. 6番の土地）の所有権登記名義人の住所地へ境界立会確認を求めるため境界立会依頼の文書を郵送したが、そのうちの1人乙にあてた文書があて先不明で返送されたので、依頼人甲及び隣接地所有者等に乙の住所地を確認したが、確かな情報が得られなかった。

この場合には、受任している事務を遂行するため乙の境界立会確認を求める必要があるので、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用して戸籍の附票及び住民票の写しを請求し、乙の住所地を確認することができる。

なお、この場合の事務の依頼者の氏名は、甲の氏名を記載する。



例2 例1の場合において、調査の結果、隣接地の所有権登記名義人乙が既に死亡していることが確認された。

受任している事務を遂行するためには、乙の相続人の境界立会確認を求める必要があるので、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用して戸籍謄本及び住民票の写しを請求し、乙の相続人を確認することができる。

なお、この場合の事務の依頼者の氏名は、例1と同様に甲の氏名を記載する。

例3 敷地の所有者を異にする土地に建物を建てた甲から表題登記の申請の依頼を受けた。

建物表題登記に添付する甲の所有権を証する書面として、敷地所有者乙の証明書の提出を受けたが、同証明書に記された住所が、土地登記記録に記載されている住所と相違するので、敷地所有者に確認したところ住所を数回移転したことが分かった。

この場合、受任している事務を遂行するためには、土地登記記録に記録された住所と現住所との関係の追跡調査をする必要があり、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用して戸籍の附票及び住民票の写しを請求し、同一人であることを確認することができる。なお、この場合の事務の依頼者は甲の氏名を記載する。

例 1



○○-5A-○○○○○○

## 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

○○市

長 殿

平成 20 年 7 月 ○○ 日

請 求 の 種 別	戸籍・除籍・原戸籍 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧	謄 本 ・ 抄 本	各 1 通
(1) 本 籍 ・ 住 所	東京都文京区音羽2丁目30番地		
(2) 答頭者の氏名・世帯主の氏名			
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) 氏名 乙 次郎 生年月日 明治・大正・昭和・平成	範囲	
(4) 住基法第12条の3 第7項による基礎証明事項以外の事項			
利 用 目 的 の 種 別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
1 土地家屋調査士法第3条第1項 第2号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的		
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するためには必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)	事件の種類: 土地調査測量(又は、土地地積更正登記、土地分筆登記) 依頼者の氏名又は名称: 甲 太郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項: <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 住基法第12条の3第1項: <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号 上記に該当する具体的な事由  <b>甲から、甲所有の土地1番地の境界確定測量等を依頼され、法務局で隣地所有者を調査し、境界立会いをお願いしたところ、隣接土地所有者の一人である乙次郎と連絡がとれず郵便物もてて名不在で、返送された経緯にあり、境界の確定のための境界の立会いを求めるべく同人の住所地を承知したい。</b>		
(5) 請 求 者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登録番号・認定番号	東京土地家屋調査士会所属 <b>東京都千代田区三崎町1丁目2番地</b> <b>日本土地家屋調査士事務所</b> 土地家屋調査士 日本 三郎 電話番号 (03) 3292 - 0050 登録番号 第 1295 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 0103 号		
(6) 使 者 (補 助 者) 事務所所在地 氏 名	印		

[ 本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、○○県土地家屋調査士会事務局 電話(○○○)○○○-○○○ ]

- (注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。
- (4) 欄… 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との統柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう。
- (5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。

例2



○○-5A-○○○○○○○

## 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

○○市

長 殿

平成 20年 7月 ○○日

請求の種別	戸籍・除籍・戸籍 住民票・除票・戸籍の附票の写し 住民基本台帳の閲覧	謄本・抄本 住民票記載事項証明書	各1通
(1) 本籍・住所	東京都文京区音羽2丁目30番地		
(2) 答頭者の氏名・世帯主の氏名			
(3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日	(フリガナ) 氏名 乙次郎	範囲 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
住基法第12条の3 (4) 第7項による基礎証明事項以外の事項			
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項 事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的		
1 土地家屋調査士法第3条第1項 第2号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き)	事件の種類: 土地調査測量(又は、土地地積更正登記、土地分筆登記) 依頼者の氏名又は名称: 甲太郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項: <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号 住基法第12条の3第1項: <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号 上記に該当する具体的事由  甲から、甲所有地1番地の境界確定測量を依頼されたが、隣地土地所有者について、法務局で調査し、知り得た2番隣接土地所有者乙がすでに死亡している事が判明した。相続人全員に対して境界立会いを求める必要があるので、相続人の確定と所在を承知するため、本請求を行うものです。		
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外)			
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	東京土地家屋調査士会所属 東京都千代田区三崎町1丁目2番地 日本土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士 日本三郎 電話番号 (03) 3292 - 0050 登録番号 第 1295 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 0103 号		
(6) 使者(補助者) 事務所所在地 氏名	印		

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、○○県土地家屋調査士会事務局 電話(○○○)○○○-○○○]

(注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・答頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。

(3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。

(4) 欄… 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との統柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう。

(5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。

## 例3



○○-5A-○○○○○○

## 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

○○市

長 殿

平成 20年 7月 ○○日

請 求 の 種 別	戸籍・除籍・原戸籍	謄 本 ・ 抄 本	各 1 通
	(住民票)(除票)(戸籍の附票の写し)住民票記載事項証明書	住民基本台帳の閲覧	
(1) 本 籍 ・ 住 所	東京都文京区音羽2丁目30番地		
(2) 筆 頭 者 の 氏 名 ・ 世 帯 主 の 氏 名			
(3) 請 求 に 係 る 者 の 氏 名 ・ 範 囲 生 年 月 日	(フリガナ) オツ ジロウ 氏 名 乙 次郎	範囲	
生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日			
(4) 住基法第12条の3 第7項による基礎 証明事項以外の事項			
利 用 目 的 の 種 別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
1 土地家屋調査士法第3条第1項 第2号に規定する審査請求の手 続についての代理業務並びに同 項第4号及び第7号に規定する 代理業務に必要な場合(戸籍法 第10条の2第4項、住基法第 12条の3第2項及び第4項第 5号括弧書き)	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的		
2 上記1以外の場合で受任事件又 は事務に関する業務を遂行する ために必要な場合(戸籍法第1 0条の2第3項、住基法第12 条の3第2項及び第4項第5号 括弧書き以外)	事件の種類: 建物表題登記 依頼者の氏名又は名称: 甲 太郎 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項: <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 住基法第12条の3第1項: <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号 上記に該当する具体的事由  甲から、建物表題登記の依頼を受け甲の所有権を証する書面として、建物が所在する土地所 有者乙が作成した文書を提供された。しかし、法務局で土地登記記録を調査した結果、証明 書の乙の住所地と相違があった。土地登記記録の住所と現住所への移動を確認する必要があ るので、本請求を行うものである。		
(5) 請 求 者 事 務 所 所 在 地 事務所名(法人名) 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登録番号・認定番号	東京土地家屋調査士会所属 <b>東京都千代田区三崎町1丁目2番地</b> <b>日本土地家屋調査士事務所</b> 土地家屋調査士 日本 三郎 電話番号 (03) 3292 - 0050 登録番号 第 1295 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 0103 号		
(6) 使 者 (補 助 者) 事 務 所 所 在 地 氏 名	印		

[ 本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、○○県土地家屋調査士会事務局 電話(○○○)○○○-○○○ ]

- (注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。
- (4) 欄… 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう。
- (5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。